

## 緑化協議制度の実施に係る事務取扱等

(趣旨)

帯広市緑化協議制度実施要領の施行に伴う事務処理に必要な事項を定めるものである。

- 1 緑化基準の例外については、次に掲げる場合に限定し、拡大的に解釈しないよう留意すること。また、その事由について理由書を提出させるものとする。
  - (1) 帯広市緑のまちづくり条例以外の法令等において規制されることにより、緑化スペースを確保することが難しい場合は、他の法令等を優先させることとする。ただし、樹木以外の緑化方法についても充分、検討した上でのこととする。
  - (2) その他、安全上、衛生上等の事由により植栽することが難しいと認められる場合。
  
- 2 建築面積の例外については、次に掲げる場合に限定し、拡大的に解釈しないよう留意すること。
  - (1) ガソリンスタンドや危険物等の貯蔵施設等を建築する場合、法令等で定められている可燃物との離隔距離等の範囲を建築面積に含むものとする。
  - (2) 学校等(学校教育法第1条、第124条及び第126条各項の学校、専修学校及び高等専修(専門)学校)を建築する場合、その校舎及び寄宿舎等と一体として利用する屋外運動場、広場等は、建築面積に含むものとする。
  - (3) 児童福祉法第39条及び第39条の2に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園を建築する場合、その園舎と一体として利用される屋外運動場、広場等は、建築面積に含むものとする。
  - (4) その他、上記に類するもので、当該建物と一体として利用される屋外施設の設置が必要と認められる場合は、当該屋外施設の面積は建築面積に含むものとする。
  
- 3 敷地外の樹木等の緑化については、次に掲げる場合に限り、高中木本数として換算することができるものとする。ただし、換算できる本数は緑化基準の25%以下とし、敷地外に植栽した樹木等の所有・管理についても責任をもって行うこととする。また、その事由について理由書を提出させるものとする。
  - (1) 協議者が、隣接する敷地、もしくは帯広市の都市計画区域内の敷地に緑化基準以上に緑化している場合、その樹木等の余剰本数。
  - (2) 当該敷地の地先等に、花等が植栽可能な植樹帯等があり、その植樹帯等を花壇として整備・管理が可能な場合、その花壇面積。
  - (3) 帯広市の指定する公園等に樹木等が植栽可能であり、その公園等における樹木の所有・管理が可能な場合、その樹木等の本数。

- 4 条例、規則及び実施要領の規定に基づく緑化協議を必要とする者（協議者）の把握は、許認可等の所管課長からの連絡によるものとする。
- 5 協議の対象とする敷地面積は、原則として許認可等に使用する敷地面積とする。ただし、同一協議者が所有する土地であって、協議対象の工場等と一体的に利用すると認められる場合はこの限りではない。
- 6 芝等の同一緑地内に樹木等を植栽する場合は、緑化面積を重複して計上可能とするが、密植を避け、植栽後の生育環境に考慮した計画となるよう留意すること。
- 7 帯広市が協議しようとする場合、緑化基準の125%を植栽するものとする。
- 8 緑化実施期間の例外は、正当な理由のある場合に限り、工事終了後3年を限度として延期を認めるが、この場合、工事終了直後の植栽に適する期間内に緑化計画の30%以上の緑化を図るものとする。
- 9 緑化工事完了予定日より、1年以内に終了報告書の提出が無い協議者へは、提出を求めることとする。
- 10 優れた景観等を有する協議者については、優良事例として、紹介するものとする。
- 11 緑化後は、必要に応じて適宜、緑化施設を確認することとする。その際、枯損が激しい等維持管理が適正に行われていないと認められる場合は、指導を行う。